

平成24年4月6日

## 公共交通事故被害者支援室の設置について

国土交通省においては、航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、本日、『公共交通事故被害者支援室』を開設しました。

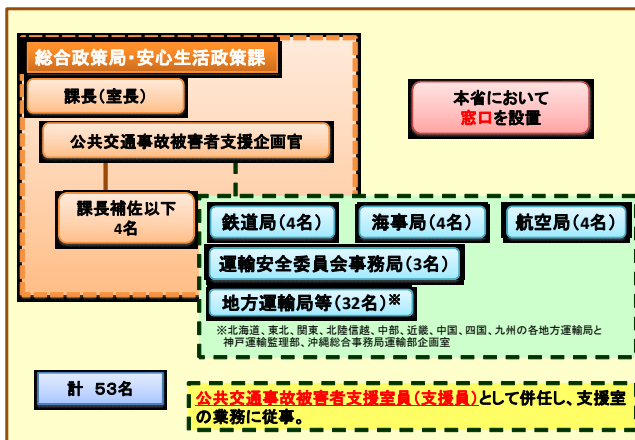
これは、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」のまとめ(平成23年6月)を受けたもので、『被害者等に寄り添う』ことを基本とし、

- ①万が一、公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能
- ②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期的にわたるコーディネーション機能

などを担うことを目的としたものでありますが、被害者等と直接向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者等支援に関する基本的な知識や心構えの習得を行い、同室の機能を充実させてまいります。

今後とも、ご遺族の代表をはじめ、関係者からの助言を頂きながら、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めてまいります。

### 1. 公共交通事故被害者支援室の体制について



(支援室の当面の業務内容)

- ・ 支援員に対する教育訓練の実施
- ・ 支援員の業務マニュアル策定の検討
- ・ 外部の関係機関とのネットワークの構築
- ・ 交通事業者による被害者等支援計画の策定促進
- ・ 窓口業務の試行的実施とその検証

など

### 2. 被害者等に対する窓口業務について

電話 03-5253-8969

FAX 03-5253-1552

E-mail shien@mlit.go.jp

(※総合政策局安心生活政策課内 平日 午前10:00~12:00、午後1:00~5:00)

詳細は、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/index.html>) をご覧ください。

(その他一般の皆様からの要望、意見等については、国土交通ホットラインステーションでお受けしています。)

#### 【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局 安心生活政策課 村上、生末、橋本

(03) 5253-8111 (内線25-503、25-504、25-516)

(03) 5253-8306 (直通)